

2023 年 9 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 THE グローバル社
代 表 者 名 代表取締役社長 岡田 圭司
(東証スタンダード：コード 3271)
問 い 合 わ せ 先 経 営 企 画 部 長 岡田 一 男
(TEL. 03－3345－6111)

極度方式基本契約の締結及び資金の借入、変更覚書に基づく資金の借入
に関するお知らせ

当社連結子会社である株式会社グローバル・エルシードは、本日開催の取締役会において当社の親会社であるSBIホールディングス株式会社の子会社であります株式会社SBI証券との間で、極度方式基本契約（以下、「本基本契約」といいます。）を締結し資金の借入をすること、及び、2023年2月20日付けで開示いたしました「極度方式基本契約に係る変更覚書の締結及び資金の借入に関するお知らせ」の変更覚書（以下、「本変更覚書」という。）に基づいて、資金の借入を行うことを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本基本契約の締結及び資金の借入

1. 本基本契約の目的

(仮称) エルシード分譲プロジェクトの物件仕入を行うため、資金の借入を実施するものであります。

2. 本基本契約の概要

極度額	1,765百万円
契約期間	2023年9月28日～2024年9月27日
利率	固定金利：1.5%
担保	本件プロジェクトにかかる土地に抵当権を設定

3. 資金の借入

借入金額	1,765百万円
利率	固定金利：1.5%
借入実施日	2023年9月28日
返済期日	2024年9月27日

II. 本変更覚書に基づく資金の借入について

1. 本変更覚書に基づく資金の借入資金の借入の目的

株式会社グローバル・エルシードは、プロジェクトの運転資金として、本変更覚書に基づいて本資金の借入を実施するものであります。

2. 本変更覚書に基づく資金の借入の概要

借入先	株式会社SBI証券
借入金額	4,000百万円
利率	固定金利：2.0%
借入実施日	2023年9月28日
返済期日	2023年12月20日
借入人	連結子会社 株式会社グローバル・エルシード
保証人	当社（株式会社THEグローバル社）

III. 支配株主との取引に関する事項

本基本契約の締結及び資金の借入、本変更覚書に基づく資金の借入について、借入の相手方である株式会社SBI証券は、当社の親会社であるSBIホールディングス株式会社の子会社であるため支配株主に該当しており、本基本契約の締結及び資金の借入、本変更覚書に基づく資金の借入は支配株主との重要な取引等に該当します。

1. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は2023年9月27日に公表しましたコーポレートガバナンス報告書において開示しております通り、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「当社及び当社連結子会社と、親会社であるSBIホールディングス株式会社及びSBIホールディングス株式会社の連結子会社との取引決定にあたっては、一般取引と同様に市場価格等を参考にした公正妥当な価格としております。また、重要性の高い取引については取締役会の決議を行うこととしており、常に少数株主保護の観点に留意して取引条件を決定することとしております。」と定めております。

本基本契約の締結及び資金の借入、本変更覚書に基づく資金の借入におきましても、株式会社グローバル・エルシードの取締役会において取引の合理性と取引条件等について慎重に検討し、一般取引と同様の条件での取引であることを確認したうえで決議していることから、少数株主の保護の方策に関する指針に適合していると判断しております。

2. 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社連結子会社であります株式会社グローバル・エルシードの取締役会決議に際しては、SBIホールディングス株式会社又はその関係会社（但し、当社及びその子会社を除きます。）の役職員を兼任している者及びSBIホールディングス株式会社又はその関係会社の出身者は関与しておりません。

3. 当該取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係を有しない当社の独立役員であり社外取締役である明石昌氏並びに社外取締役監査等委員である山上友一郎氏及び上村直子氏より、(i)本基本契約は、株式会社グローバル・エルシードにおける（仮称）エルシード分譲プロジェクトにおいて必要な資金であり、本基本契約を締結し資金の借入をすることは不合理ではないと考えられる。また、本変更覚書に基づく資金の借入はプロジェクトに必要な運転資金であり、資金の借入を行うことは不合理ではないと考えられる。したがって、本基本契約の締結及び資金の借入、本変更覚書に基づく資金の借入について、目的に合理性が認められること、(ii)本基本契約の締結及び資金の借入、本変更覚書に基づく資金の借入における借入の利率は、独立当事者間の借入における利率と同水準の利率である。(iii)本基本契約の締結及び資金の借入、本変更覚書に基づく資金の借入の借入決議に際しては、上記2. 記載の措置が採られており、本基本契約の締結及び資金の借入、本変更覚書に基づく資金の借入に係る意思決定手続きに関し、SBIホールディングス株式会社ないしは同社関係者から、当社及び株式会社グローバル・エルシードないし各取締役等に対し、不当な影響力が行使されたことをうかがわせる事情は認められず本契約の締結及び本資金の借入の手続きについて公正性が認められることから、本基本契約の締結及び資金の借入、本変更覚書に基づく資金の借入が少数株主にとって不利益なものでないとの意見書を受理しております。

IV. 業績への影響

2024年6月期の当社の連結業績に与える影響は軽微となる見込みです。

以上